

公益社団法人福岡県理学療法士会

令和2年度事業計画

事業計画 総括（重要事業および新規事業含む）

会長 西浦 健蔵

1. 社会保障改革に伴う、地域ごとの地域医療構想ならびに医療介護との連携に対応できる体制としての管理研修会の継続、さらに医療界全体の機能分化ならびにリハビリテーション医療の機能分化に対応できる体制として急性期・回復期・地域包括ケア病棟・生活期の4領域での管理研修会を開催し理学療法マネジメント力の育成と強化さらには、ネットワーク構築を行います。
2. 理学療法士の持つ能力を本会の政策として具体化し、国政・県政・市政に届けていくことが重要であるため、福岡県理学療法士連盟ならびに日本理学療法士連盟とさらなる連携の強化を図っていきます。会員皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。
3. 県民の皆様の生活水準の向上に対応できる組織づくりならびに、医療介護の急速な変革に対応できる組織力強化として、さらなる財源の確保が必要です。そのために、理学療法士の雇用、会費未納者への納入促進の継続、県市町村からの補助金の確保ならびに委託事業の拡大、さらには、受益者負担（会費外収入）についての検討を行います。
4. 医療介護総合確保推進法にともなう地域リハビリテーション・地域包括ケアシステム構築に関する様々な対策について、継続して福岡県理学療法士会の重点事業と考えております。人材育成ならびに、市町村との連携強化として対応できる支部地区割の再検討を行います。
5. 2025年以降の人口動態の変化にともない、予防理学療法・産業理学療法・学校保健事業の参入など、職域の拡大が重要課題と考え、引き続き研修会を開催いたしますので、会員皆様のご理解と事業参画へのご協力をお願いいたします。
6. 西日本豪雨災害、九州北部豪雨災害、熊本大地震と予測できない自然災害の脅威に対して迅速にかつ的確に応じていけるよう災害医療研修等に会員を送り出しスペシャリストを養成しています。また、当会が主催する災害リハビリテーションに関する研修会を実施し、より多くの理学療法士に「災害に対する理学療法」を考える機会を設け、これからも更なる対策強化を行います。
7. 2020年度からの「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」改正にともない、臨床実習指導者の要件が変更となり、臨床実習指導者講習会の受講が義務付けられました。このため、福岡県理学療法士会では臨床実習指導者の要件に定められた臨床実習指導者講習会を開催致します。是非とも、多くの実習指導者のご参加をお願いいたします。

事業別計画

1. 公益事業1「理学療法士の知識及び技術の向上を図る事業」

学術局関連では各種各術活動に関する支援・調整を行います。学会部では、第30回理学療法士学会を開催します。学術研修部では、第103回福岡県理学療法学術研修大会を開催します。教育研修部では、臨床理学療法研修会や各種研修会を開催し、新人研修会を含めた新人教育に関する事業を行います。今後、学術活動におきましても、時代の流れ、社会的ニーズに見合う学術活動に取り組んで参ります。また、管理者研修会についても継続して開催します。

社会局関連では、職能部にて地域包括ケアシステムに関連した内容での福岡県訪問リハビリテーション実務者研修会、介護保険関連施設等従事者研修会、産業理学療法研修会、学校保健等教育関連理学療法研修会を開催します。地域包括ケア推進局関連では、地域包括ケアシステム推進リーダー研修会、介護予防推進リーダー研修会を継続して開催します。

総務局では、災害時における対策・活動を含めた災害医療研修会を開催します。また、上記各種研修会の運営・支援を行っていきます。

支部局では、支部研修会、症例検討研修会、地区勉強会などを開催します。

詳細についてはホームページにアップしてまいりますのでご確認下さい。

2. 公益事業2「理学療法の知識・技術の普及・啓発を行う事業」

社会局の公益事業推進部ならびに支部局の事業が中心となります。各地区での県民参加型の事業（健康増進、予防事業など）を開催します。

3. 公益事業3「理学療法の知識・技術を提供する事業」

社会局の公益事業推進部にて、障害者スポーツを中心に事業展開をします。車いすテニス大会へのサポートや青少年のスポーツ障害予防のための事業を開催します。これらは我々の知識・技術を外部へアピールする貴重な事業です。これにつきましても公益事業2の事業と伏せて、積極的な参画ならびにご協力の程宜しくお願い致します。

地域包括ケアシステム構築に向けて各市町村の関連部署ならびに医療・福祉関連諸団体との更なる連携が重要となります。県士会が成熟した大人の団体となるよう会員諸氏が自覚していただけるようお願い申し上げます。

4. その他事業「会員の福利厚生に関する事業」

平成31年度の助成研究制度申し込みは0件でした。この制度が発足して10年になります。まだまだ応募数が少ない状況です。

社会局の職能部では医療保険、介護保険に関する情報提供を継続して行います。

総務局・支部局では会員の福利厚生をこれまで通り推進していきます。

5. 法人事業

組織検討委員会にて令和2年度も将来的な事務所機能の充実に向けて検討します。総務局では会の運営にかかわる様々な企画・運営を実施します。財務部では、公益事業の比率を見据えながら予算の執行状況を随時把握し、管理を行います。平成30年度より会費納入期限が年度末の3月末日となり未納の場合は除籍退会となります。会費未納については会の運営が危ぶまれる事態が生じますので、その対策についても検討します。

事業詳細（各公益事業、その他事業、法人事業の主な内容）

【公益事業1. 理学療法士の知識及び技術の向上を図る事業】

本事業は、理学療法士の理学療法実践能力を向上させる理学療法の専門的知識と技術についての教育活動を通して、地域住民の健康増進及び疾病予防等に寄与する事業である。

公益1-1 理学療法専門領域研修会

理学療法で実施される神経疾患、運動器疾患、内部障害の3領域に加えて、物理療法、生活環境支援、基礎理学療法の3領域を合わせた6領域において、より高い専門的知識と技術の向上を図るための研修会等を実施する。

1) 全県研修会：10回

開催場所：県内公共施設等又は会員所属施設

- (1) 第103回福岡県理学療法士会学術研修大会：1回
- (2) 訪問リハビリテーション実務者研修会：1回
- (3) 介護保険関連施設等従事者研修会：1回

- (4) 専門理学療法研修会 : 1回
- (5) 理学療法講習会 (応用編) : 2回
- (6) 臨床理学療法研修会 : 1回
- (7) 産業理学療法研修会 : 1回
- (8) 学校保健等教育関連理学療法研修会 : 1回
- (9) 災害医療研修会 : 1回

2) 各支部地区研修会 : 53回

開催場所 : 県内公共施設等又は会員所属施設

県内を3支部8地区に区分し、参加しやすいように計画している。

- (1) 北九州支部 : 6回
- (2) 北九州1地区 : 5回
- (3) 北九州2地区 : 4回
- (4) 筑豊地区 : 4回
- (5) 福岡支部 : 6回
- (6) 福岡1地区 : 4回
- (7) 福岡2地区 : 4回
- (8) 福岡東地区 : 4回
- (9) 筑後支部 : 6回
- (10) 筑後1地区 : 5回
- (11) 筑後2地区 : 5回

公益1-2 基礎実践教育等研修

免許取得後の理学療法士の実務実践能力の向上及び免許取得を目指す者とそれを指導する指導者育成のための研修会等を実施する。

1) 新人教育研修 : 2回

理学療法士が養成校等で習得した理学療法実践技術を臨床現場での理学療法実践能力として確かなものにするために、新人理学療法士の理学療法実践能力の向上を図る研修会等を実施する。

開催場所 : 県内公共施設等又は会員所属施設

- (1) 新人研修会 : 1回
- (2) 理学療法士講習会基本編 : 1回

2) 指導者育成研修 : 22回

免許取得後の理学療法士及び免許取得を目指す者への理学療法実践能力を向上させるための知識・支援方法を習得した指導者育成のための研修会等を実施する。

開催場所 : 県内公共施設等又は会員所属施設

- (1) 臨床実習指導者研修会 : 6回
- (2) 地域包括ケアシステム推進リーダー研修会 : 2回
- (3) 介護予防推進リーダー研修会 : 2回

3) 管理者研修会 (地区) 協会指定管理者研修会 (初級) 取得可能 : 8回

4) 管理者研修会 (領域別) : 4回

公益1-3 福岡県理学療法士学会

理学療法の知識・技術の向上を図るために理学療法士及び医療・福祉関係者に対し、演題発表を通じて理学療法の成果を報告し、意見交換を行うと共に、テーマに応じた特別講演やシンポジウムを実施することで、理学療法についての情報共有を図る。

開催数 : 1回

開催場所 : 福岡国際会議場

公益1-4 学術誌刊行

理学療法の知識・技術の向上を図るため、理学療法の成果の報告や各研修会での講演内容を報告することで、研修会や学会等に参加できない者に対しても学術誌等の媒体を通じて研修内容の提供・周知を行う。

発行回数：①理学療法福岡：1回 6,100部

②学会特別号：1回 6,100部

配布先：会員及び各県理学療法士会をはじめ、医療・福祉団体に無料で配布。

【公益事業2. 理学療法の知識・技術の普及を行う事業】

本事業は、県民参加型の活動やホームページ等の媒体を通じ、理学療法の目的及び理学療法で行われる運動療法や日常生活での基本動作等の知識・技術を広く地域住民に普及・啓発することで、より良い生活技術方法等を広め、地域住民の健康増進及び生活の質の向上に寄与する事業である。

公益2-1 県民参加型の活動

1) 市民公開講座：1回

開催場所：県内公共・福祉施設等

2) 健康増進教室等

(1) 介護予防教室：5回

地域住民を対象に高齢者や小児の骨折の原因となる転倒の原因とその予防について講演ならびに実技を行う。

開催場所：県内各地の公民館、市民センターなど

(2) 体力測定会：14回

地域住民を対象に筋力、柔軟性、バランスの状態の評価及び助言・指導を行う。

開催場所：市民センター、ショッピングモール、公共交通機関コンコースなど

3) 県民健康づくりセミナーの企画・運営：1回

4) 他団体の開催するイベントでのブース設置：3回

(1) 健康21世紀福岡県大会：1回

(2) 各市町村等が開催する健康づくり事業等：1回

(3) 北九州マラソン2021：1回

公益2-2 インターネット等の媒体を用いた活動

1) 当会ホームページ

理学療法とは：医療や生活の中で行われる理学療法等

理学療法Q&A：理学療法、リハビリテーションの目的、理学療法士の具体的業務等

研修会・市民公開講座等の案内

2) 広報誌の発行

県民を対象とし、当士会活動報告及び研修会開催案内等の情報提供

発行回数：年2回 各 11,000部

【公益事業3. 理学療法の知識・技術を提供する事業】

本事業は、当会の活動趣旨に沿った団体・機関が主催する事業等に対し、身体の機能低下や機能維持・向上に関する理学療法の知識・技術を提供することにより、障害者及び高齢者の健康増進・生活の質の向上に寄与する事業である。

公益3-1 バリアフリーアドバイザーへの協力

障害者等の生活の質の向上を図る目的で、対象者の生活状態にあった住宅改修の必要な箇所や施工方法・介護機器

の利用等の身体機能に応じた提案及び助言のために会員を出務させる。

協力件数：100件

公益3-2 障害者及び高齢者に関する各種委員会および団体への推薦

「介護保険法」及び「障害者自立支援法」等に基づく、行政機関の各種委員会や障害者及び高齢者支援を行う団体からの委員推薦依頼に対し、高齢者の身体の機能維持・向上を目的に、委員を推薦する。

- (1) 福岡県障害者介護給付費等不服審査会
- (2) 福岡県介護実習普及事業
- (3) 各市町村介護認定審査会
- (4) 地区包括支援センター地域ケア推進協議会
- (5) 福岡県介護支援専門員協会
- (6) 飯塚市高齢者対策推進協議会
- (7) 各市町村障害程度区分認定審査会
- (8) 福岡市障がい者介護給付費等認定審査会
- (9) 障害者制度改革について考える地域フォーラム
- (10) 福岡県および市町村

公益3-3 障害者及び高齢者に関するセミナー等への協力

障害者及び高齢者の運動機能に対する理解を深め、身体の機能維持・向上を図るために講師を推薦する。

公益3-4 障害者スポーツ大会等に会員が出務する事業

障害者の生活の質の向上に寄与する障害者スポーツの大会において、新たな疾病・障害の予防を目的に、障害内容やその程度等に応じたウォーミングアップやクールダウン等の支援及び運営支援のために会員を出務させる。

- (1) 飯塚国際車いすテニス大会 : 1回
- (2) 北九州OPEN 車いすテニス大会 : 1回
- (3) 福岡県身体障害者体育大会 : 1回
第56回福岡県身体障害者体育大会
- (4) その他スポーツ障害予防に対する活動全般 : 10回
- (5) ときめきスポーツ大会 : 1回
- (6) 福岡県介護業務における介護職員の腰痛予防研修会 : 2回

【その他事業 会員の福利厚生に関する事業】

その他1 自己研鑽支援

- 1) 研究助成 : 2件まで
- 2) 研修会参加助成

その他2 会員相互交流支援

- 1) 地区レクリエーション : 0回
- 2) 支部だより・地区だより (支部・地区活動報告・情報伝達) : 0回

その他3. 未就業会員への求人情報提供

未就業会員からの問い合わせに対し本会で把握する求人情報を提供し就職支援を行う。

その他4. 医療保険・介護保険に関する情報提供

診療報酬及び介護報酬に関する運用状況や理学療法士の処遇についての情報を得ることで、会員が所属する施設において理学療法業務が円滑に行えるよう支援する。

- 1) 介護保険関連施設での運用上の問題点等の情報
- 2) 会員所属施設を対象に処遇状況の情報
- 3) 診療報酬減点査定の状況の情報

その他5. 資格取得支援

- 1) 地域包括ケアシステム推進リーダーおよび介護予防推進リーダー
e ラーニング受講免除の為の士会推薦書発行

その他6. 施設利用優待

法人登録をしている施設利用の優遇情報の提供・案内

【法人事業】

- 1) 代議員総会開催 : 1回
- 2) 理事会開催 : 6回
- 3) 新人オリエンテーション開催 : 3回
- 4) 養成校との意見交換会 : 1回

【各種委員会】

- 1) 卒前・卒後教育検討委員会開催 : 3回
- 2) 組織検討委員会開催 : 2回
- 3) 選挙管理委員会開催 : 5回
- 4) 研究助成審議会 : 1回
- 5) 表彰規程委員会 : 2回